

# 香川大学教育学部附属高松中学校

## 保護者会規則

第1条 本会は香川大学教育学部附属高松中学校保護者会と称する。

第2条 本会の事務所は香川大学教育学部附属高松中学校内に置く。

第3条 本会は次の事項を目的とする。

- 1 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
- 2 家庭と学校との関係を一層密にし、教育の振興に努める。
- 3 生徒の教育的環境の整備を図る。

第4条 本会は第3条の目的達成のために学校の教育活動を全面的に支援する。

第5条 本会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者を以て組織する。

第6条 本会の経費は会費、入会費及び自発的な寄付金を以て支弁する。

会費の額については、総会の承認を得なければならない。

費目間の転用を認める。その場合は、総会にて報告する。

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 理事 若干名
- 4 会計 2名
- 5 監事 2名

役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第9条 役員選任は次の通り行われる。

- 1 理事は学級保護者会において学級保護者の中より互選する。
- 2 会長、副会長、会計及び監事は理事会において会員の中より選出し、総会で承認を得る。

第10条 役員職務は次の通りである。

- 1 会長は総会及び理事会のすべての集会を開催してこれを司会し、理事会又は総会の決議により会務を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を行う。
- 3 理事は理事会を開き、第3条の目的達成上必要なる重要会務を決議する。
- 4 会計は本会の全ての金銭の収支を正確に記録し、総会において決算報告をする。
- 5 監事は会計を監査する。

第11条 総会は毎年1回これを開催し、会計会務も承認決議並びに役員改選を行う。

なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第12条 会長は、総会・理事会の開催場所及び日時並びに決議事項について議事録を作成する。

議事録には、署名役員を2名選任の上、署名押印しこれを事務所に置く。

第13条 決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によりこれを行うことができる。

第15条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則 本規約は平成12年4月17日より実施する。

付 則 平成23年4月18日一部改正

付 則 平成25年4月22日一部改正

付 則 令和5年4月21日一部改正